

## 鎌倉中期の東大寺大勧進に関する基礎的考察（下）

小原 嘉 記

はじめに

### 一行勇没後の大勧進

二 鎌倉中期の造営事業と大勧進（以上、『史窓』七八号）

### 三 講堂再建の余波——大野本郡をめぐる相論

寛喜三年（一二三二）に周防国が造営料国に寄せられ、翌年に富海・大前新荘・大野本郡・吉敷本郡・上得地・束荷や末武領等の新立荘保が国衙に付されたことは前章で述べた通りである。延応二年（一二四〇）に肥前国と相博された上得地保を除くと、上記の所領についてはその後の状況を具体的に語る史料は殆ど残っていないのが実状<sup>48</sup>、それ故に鎌倉中期の特有の問題として当該期の国衙領をめぐる問題を注視した研究も皆無である。ただ、大野本郡に關していうと断片的ながらも若干の関連史料を見出すことができる。よって本章では大野本郡をめぐる状況について検討していきたい。

最初に本章で扱う史料の概要について述べておく。東大寺図書館所蔵「中論疏第二抄」の紙背文書の中に大野本郡に關わる文書（以下、

史料C）が一通存在している。この聖教は、奥書から弘安十年（一二八七）十一月七日に「龍體西三論宗行信」によって筆録されたものであることが分かるので、紙背文書の年代はこれ以前となる。当該史料は畠山聡氏によつて既に全文の紹介がなされているが、翻刻の一部に文意の通じ難い箇所があるので、ここで改めて釈読し直したものを示しておきたい。

#### 【史料C】

宿曜師珍智法眼申周防国大野本郡事、初度訴陳状并度々院宣等披露衆中候之処、此事貞永年中被返付国衙之後、五十余年之間、余書当知行□無相違、其上定親僧正寺務之時、一□支申候之処、了心法印為断向後之濫□、經上奏候之日、康元二年被下安堵院宣候了、仍珍智之謀訴顯然之□、不被下第二度訴状、直被召康元院宣正文候之条、候之条、既非次第之既非次第之御沙□、奉行之偏頗候歟、此条尤可被申聞候之処、尋下候度々被尋下正文候之条、存外候、如此之文書、代々令伺寺庫重書之後、□無返納紛失事候之間、下御使、可被候歟輒不可出之由、有満寺衆議事切候畢、所詮被究次第沙汰、被尽訴陳之後、猶可有御不審者、下御使可被実檢候歟、大方度々□事旧、年々知行無相違候之上

者、今□依彼濫訴不可及御沙汰候哉、次下北□重直申同国得善保々司職事、云開□田地、云相伝之文書、彼此無其実候之□、直掠賜 院宣、令濫妨保内之由、去比□以飛脚踏申候之間、不可叙用之由、依衆□下知候了、兩条共以可令申沙汰給、□猶不事行候者、差上寺官等、可経 奏□由、評定候也、恐々謹言、

八月四日 年預五師実□

謹上 大勸進上人御房 「大勸」

本史料の年代等については既に別のところで検討を行ったので、ここでは大野本郡に関する点を中心にその知見をまとめておきたい。<sup>(53)</sup>

・史料Cの年代は弘安十年（一二八七）に比定でき、弘安徳政に関わる訴訟と考えられる。

・康元二年（一二五七）に「安堵院宣」が出されたとあるが、実際に後嵯峨上皇院宣が下されたのは建長八年（十月に康元に改元）と考えられる。

・珍智は珍也流宿曜師（興福寺僧）で、同流は京・鎌倉に展開した有力な一派であった。

・史料上から確認できる珍智の活動時期は十三世紀末〜十四世紀初頭なので、鎌倉中期に訴訟を起こしたのが珍智とするとかなりの若年になる。あるいは、鎌倉中期の訴人は珍智の先師という可能性もあるかもしれない。

以上の点を踏まえて、以下では鎌倉中期の訴訟に関わる波線部の記述について考察を加えていきたい。

まず波線部のうち、この相論の結論を述べた「康元二年被下安堵院宣候了」の部分のみよう。この年紀が誤りであることは先に触れたが、

元来この箇所は「康元〇年」（建長八年）とあるべきだった。いずれにしてもここだけを読めば、相論は東大寺側の勝訴で終わったようにみえる。しかし、この点については一考すべきところがある。それは東大寺が「安堵院宣」と呼んだ文書の内容と様式に関する点である。実はこの院宣の写が「口宣輪旨院宣御教書案」に収められており、全文を知ることができるのである。それを左に示そう。

当国大野本郡事、具申入之処、早任貞永 輪旨、不可有相違之由、院宣所候也、仍執達如件、

八月二十六日 師小路 権中納言在判

東大寺大勸進御房

史料の本文に「任貞永 輪旨、不可有相違」とあるように、この院宣は貞永元年（一二三二）の後堀河天皇輪旨の通りにするようにと述べているだけであり、要するに「東大寺造管之間」という限定条件のもとで新立荘保の顛倒を認めたものに過ぎない。よってこれをもって大野本郡の領有権が東大寺に認められたとすることはできず、この文書を「安堵院宣」と呼ぶのは過剰な主張といわざるを得ない。そうした点は文書様式からも確認できる。一般に裁許状として発給される院宣は書下年号になるが、この院宣には年紀がない。これはつまり、当該院宣には東大寺の権利を永続的に正当付けるような公驗としての性格はなく、いわゆる聖断の院宣ではないことを示している。よってこの文書は本来的には弘安の訴訟で東大寺の切り札になるような文書とはいえないのである。

とはいえ、東大寺は本主への所領返還を先送りすることに成功したわけで、その点では東大寺にとって有利な内容にはなっていた。院宣

の下された建長八年は講堂再建がようやく完了し、二十年以上にわたる大規模造営事業が一段落付こうというタイミングであった。東大寺は講堂・三面僧房が成ってもなお未造堂舎は残っており、伽藍造営事業は中途段階だという論法で所領の還付を回避することに成功したのだろう。逆にいうと本主側は寛喜以降の伽藍再建の中心であった講堂の造畢に見通しがついたという判断のもと、所領返還を求めて訴訟を行ったのだと理解できると思う。ただし本主側の提訴のタイミングについては少々慎重に考えておくべき点がある。具体的にいうと史料Cの破線部の解釈についてである。

ここで問題なのは、「定親僧正寺務之時、一□<sup>支</sup>申候」という記述である。まず基本的な点を確認しておく、定親は仁治二年（一二四一）から文応元年（一二六〇）までの長期にわたって東大寺別当の任にあり、この間に行勇・円琳・円審・了心と円照が大勧進を務めた。従って定親が寺務の時に訴訟が起こり、了心が院宣を申し下したという記述自体には一見すると問題はないように思える。しかし、造営料国に関わることは大勧進の専権事項であるという原則からすると、ここに部外者ともいえる別当が殊更に記されているのはやはり奇妙というべきである。ただし、この点については定親が大勧進の空白期に造営料国を管領していたという事実を想起すれば、不審は解消されるだろう。すなわち定親は所領相論の当事者になり得る時期もあつたのである。

以上の点を勘案して、史料Cの破線部から大野本郡をめぐる訴訟が起こされたタイミングを考えると、論理的にはおおよそ次の三つのケースを考えることができると思う。

①別当定親が国司の時に訴訟が始まり、大勧進了心の時に結審した。  
②別当定親が国司の時に訴陳が行われて結審に至るも、その数年後に何らかの事情で大勧進了心が改めて院宣を申し下した。

③別当が定親で、かつ大勧進が了心であつた時に訴訟が起こり、了心によって院宣が申し下された。

①②は、破線部の定親・了心に関する各記述が時系列上の前後関係で記されていると解釈したもので、文章の読み方という点では素直なものといえるだろう。それに対して③は両人の記述に時間的懸隔は無いと理解した場合の読みとなる。そして、③を採るとすると、了心の大勧進就任年と史料Dの発給年からして、本主の提訴は建長七・八年頃になされたことになる。それに対し、①②だとすると、提訴の時期は定親が国司であつた寛元四年（宝治三年（一二四六））の間と考えねばならず、建長年間よりも幾分遡ることになる。破線部の記述が簡略であるため、①③のいずれの解釈も成り立つ余地はある。

ただその一方で、上記の解釈にはそれぞれ難点も指摘し得る。具体的にいうと、①は提訴から結審までに十年近くも裁判が続いたという点がネックになる。なぜなら、この訴訟では結局のところ明確な領有権の安堵はなされておらず、長期間にわたる訴陳に比して中途半端な終わり方になるからである。この点で①には多少の不自然さが残るといわざるを得ない。これに対して②は、訴訟のあつた数年後に院宣を申し下すという時差の不自然さが問題となる。このことが説明されなければ、②の解釈は説得力に欠けるものとなるだろう。また、③は先述したように大勧進の専権事項である造営料国の案件について別当の名が殊更に出てくるのがやはり理解しづらい点である。

このようにいずれのケースも不審点を指摘することはできる。ただしその中で②で指摘した点については次のように説明することは可能だと思ふ。それは、大野本郡の訴訟は定親が国司の時に行われ、本主側の訴えに逐一反論を加えて東大寺は当面の所領返還を回避することに成功した。その後、建長末年頃に講堂再建が完遂したのを契機に再び本主の混乱が出て来るのを防ぐため、造営事業はまだ継続中であるというロジックをもって時の大勧進了心が改めて院宣を申し下したというものである。こうした理解が認められるならば、②の解釈は①よりも難点は少ないものになると思う。むしろ①③の解釈を全く排除できるわけではないが、相対的に②の解釈の方が妥当性は高いと判断できよう。

なお付言しておく、本主の提訴のタイミングが建長年間を遡る②の解釈を是とした場合であっても、講堂の造畢が本主の訴訟を惹起したという捉え方の大枠は特に見直す必要はないと考える。なぜなら講堂の建造自体は行勇の最末期までにはほぼ作業を終えており、円琳の時には造像の方へと作事の主軸が移っていたからである。②のケースにおける提訴の段階では、③の場合のように落慶供養までの見通しは立っていないかつたろうが、本主等が講堂の完成は間近と判断してもおかしくない状態にあったことは間違いない。ただ②のケースで少しだけ注意を要する点があるとすれば、それは造営料所の本来の知行者であるべき大勧進職が空席になっていたということである。大勧進の未補任がしばらく続くという混乱状況に本主側がつけこむ余地は十分にあり得ただろう。定親が国司であった時期に提訴があったとみた場合、そうした状況も考慮しておく必要はあると思う。

以上、本主による大野本郡の返還訴訟が講堂造畢と密接に関係すること、および円琳解任後に大勧進職が空席になるという異常な状況を狙って提訴された可能性があることを論じた。これらの知見を踏まえて、次章では別の所領の事例をみてみることにしたい。

#### 四 鎌倉中期の国衙領に関する相論

##### 1 得善保

得善保は石清水八幡宮の末社遠石別宮の所領で、石清水祀官の田中家の別相伝領となっており、鎌倉中期以降は同家庶流の良清（竹家）の系統が相承していた。<sup>54</sup>ただ、その一方で同保は半不輪の国衙領でもあり、鎌倉中期には国衙とのトラブルが断続的に起こっていた。<sup>55</sup>史料から窺える情報は断片的で不明瞭なところもあるが、争点は地頭職の進止（もしくは停廢）とそれにもなう下地支配権の問題であったと考えられる。ここでは大勧進と講堂再建事業の推移に注意しながら相論の概要をみていくことにしたい。

##### ①嘉禎二年（一一三六）

国衙と石清水祀官田中家の相論史料の初見は嘉禎二年五月七日付の撰政九条道家御教書である。<sup>56</sup>行勇は得善保地頭職について事前に幕府から「関東成敗状」を入手した上で朝廷に訴え出たらしく、御教書では「於地頭事者、已成敗歟、押取造寺用途并濟物之条、早可被申子細」と八幡別当法印（宗清）に陳弁を求めている。「関東成敗状」の内容は判然としないが、行勇にとって有利な内容であることは間違いない。後年の相論の内容から推すと、国司に地頭職の進止権を認めたと

もの——いわゆる国衙補任地頭（もしくは地頭職の權益を国司に付与すること）の認可であった可能性が高いと思う。<sup>57)</sup>

ともかくも、保内の地頭職（地頭名）の領有権と収取権をめぐって国司と石清水の間で対立が起こっていたことは確かである。時期的には、この前月に「講堂事始」があり、半年後には「講堂柱立」が行われており、まさに周防国と近隣六か国の御家人によって大々的に材木引がなされていた最中である。<sup>58)</sup> これ以前の貞永元年（一二三二）には用材や料物の確保を企図して新立荘保の顛倒が行われていたが、講堂の建造に本格的に取りかかるうとするこのタイミングで、大勧進は半不輸の国衙領へも手を伸ばして収取の強化を目論んだものと理解できよう。行勇は講堂再建の進捗状況にあわせて、公武政権の強力なバックアップのもと有利な形で新立荘保や別相伝領・半不輸領等を整理して国衙の支配権を強めていったわけである。幕府僧としての面目躍如と評価もできようか。

#### ㊦寛元五年（一二四七）

寛元五年正月二十六日に行われた院評定において八幡権別当教清と右衛門尉盛範の得善保をめぐる相論が審議され、「可被問国司」と定め申された。<sup>59)</sup> 教清は父宗清から得善保を伝領した人物であるのに対し、右衛門尉盛家は国衙側の人物と目され、おそらくは国司によって任じられた保司（あるいは地頭）であったと考えられる。

相論の具体的な内容は不詳であるが、同保が半不輸領であったことか、あるいは地頭職に関わる収取上のトラブルに起因するものであった可能性が高いだろう。ただ、ここで問題にしたいのは訴訟のタイミ

ングである。ちょうど前年の五月に大勧進円琳が解任されており、この相論は大勧進の不在という異常な状況下でなされたものだったのである。石清水側が大勧進職をめぐる混乱状況に乗じて動いたと解釈できよう。しかも講堂の建造作業自体はほぼ完成の段階に至っており、嘉禎年間と比べると朝廷が積極的に東大寺に便宜を図る必要性は減じていた。そうした点も石清水側の行動を後押しするものであったとみなし得る。一方、「国司」であった別当定規が早速に三面僧房の再建に取り組んだのは、造営事業がまだ終局を迎えていないことを朝廷に誇示するような意図もあったのかもしれない。

#### ㊧建長二年（一二五〇）

建長二年十一月十四日付で八幡権別当法印（行清）充の次のような後嵯峨上皇院宣が出されている。<sup>60)</sup>

当宮末社周防国遠石別宮領得善保地頭職事、度々院宣并武家避文  
 分明之上、去八月関東重避之云々、然者早停止国司之妨、如元為  
 宮寺之進止、向後不可有牢籠、但新大夫局一期之際、知行不可令  
 相違、宜被存其旨者、

ここから得善保地頭職に関して国司の進止権が停止されたことが分かる。「如元為宮寺之進止」とあるが、次項㊨に関わる史料も参看すると実際は地頭職の停廢であったようで、国衙による地頭名（地頭職）の地下進止権が退けられたと解釈するのが整合的である。

ちなみにこの史料に関わる人物を整理すると、遠石別宮・得善保は田中宗清より子息教清に譲られていたが、教清が宝治三年（一二四九）頃に悪行によって罪科に処されたことで宗清の所帯は教清の弟で

ある行清に譲り直された。<sup>(61)</sup>得善保の一期相続を認められた新大夫局は宗清女であり、実質的には同保の管領は田中家の新惣領となった行清によって行われていたものと思われる。以上を踏まえると、石清水側が幕府・朝廷に地頭職について訴えたのは行清が田中家の別相伝領を相承した直後のことで、行清は相続を契機に所領支配の立て直しと強化を図ったのだと考えられる。

一方の東大寺側は、前年によく新大勧進として円審が任じられ、建長二年には長らく停滞していた講堂本尊の造像作業の再開が話し合われていた。また定親の国務期に進められた三面僧房の再建も建長初年には造畢間近になっていた(第二章参照)。このように寛喜三年に周防国が寄せられて以降の造営事業は間違いなく建長年間に一つの区切りを迎えつつあったといえる。そうした中でなされた今回の訴訟の裁定は、もはや行勇の時のように東大寺が公武政権から簡単には優遇措置を引き出すことが難しい状況になっていたことを示唆しているように思われる。ただ少し考慮しておかなければならないのは、建長三年二月に大勧進の改替を求める東大寺衆徒の重申状が出されたことである(第一章参照)。東大寺の内部対立は前年に遡るものであったろうから、それにより大勧進が石清水の訴訟に十分対応できなかったこともあったのかもしれない。

### ㊦ 建長六年

建長二年の朝廷の裁許に不服であった東大寺側が問題を蒸し返し、地頭職に加えて半不輪領についても「云下地、云所当、可為国衙進止」と強硬な主張を展開した。<sup>(62)</sup>時の大勧進(国司)は円審であったが、

彼は地頭職に関して「関東返報」が有ると称して朝廷から有利な裁定を得ようと試みたのである。第一章で述べたように円審は建長元年に任に就いたものの、間もなくして衆徒との対立が起こり、それが鎮まった後の建長五年になってようやく任初に申し下した官宣旨の施行を幕府に申請し、同年七月に関東下知状を入手していた。今回の訴訟で国司が切り札のごとく言及している「関東返報」とは、この時に幕府に接触して出されたものであったと推測できる。円審は本格的な国務を開始するにあたって、直近の訴訟で失った権益の回復を図ったものといえるだろう。

ただし円審が幕府から強力な後援を得られていたかという点、実際のところそれは極めて疑わしい。「関東返報」の内容は不明であるが、おそらく東大寺の権益を保証するようなものではなかったと思われる。というのは、田中行清が東大寺側からの訴えをうけ即座に幕府に申し入れて、「於地頭職者、被停止畢、至国領与社領相論事者、不及関東御口入」という関東御教書を得ることに成功しているからである。<sup>(63)</sup>幕府は地頭職に関する建長二年の「武家避文」(「地頭職の停止」)の内容を改めて追認しているわけで、この件に関して円審の主張が幕府に認められていたとは考え難い。おそらく「関東返報」の内実は問状御教書の類でしかなかったが、円審は幕府発給文書をかざすことで、あたかも幕府の裁許を得ているかのように言い立てて朝廷に迫ったのだと考えられる。しかし結局のところ、円審の目論見はうまくいかなかった。建長六年十二月には「先度聖断弥不可有相違」という院宣が出され、建長二年の朝廷の判断は覆らなかつた。一連の相論では公武政権から厚い保護を受けていた石清水八幡宮の政治力が有利に作用し

たものと思われる。

以上、得善保の訴訟が起こった①②の時期について、東大寺大勸進や講堂造営事業の状況との関連性をみてきた。これに第三章で検討した大野本郡の訴訟の事例も加えて、小括の意味もこめて当該期の所領相論の様子をまとめ直しておこう。

### 《大勸進行勇期》

公武政権のバックアップのもと、材木引や講堂の建築を始める直前の時期に新立荘保の顛倒を行ったり、国衙領支配の強化を進めたりした。

### 《別当定親の国務期》

講堂の建造はほぼ作業を終えていたのに加えて、大勸進職が空席になるといふ異常事態に乗じて本主等の訴訟が起こった。定親は三面僧房の造営に着手して、伽藍再建事業は継続中であるという論理をもって所領の返付をいったん回避したと思われる。

### 《大勸進円審・了心期》

三面僧房も造畢を迎え、講堂本尊の造像も再開された建長年間に再び所領をめぐる問題が起こった。大野本郡については了心が貞永繪旨の内容を再確認する後嵯峨上皇院宣を申し下すことに成功したが、新立荘保ではない得善保に関してはもはや公武政権から特別な配慮を得ることはできず、行勇の時に認められた権益を失うことになった。

このように講堂再建の進捗状況や大勸進の不在期と連動するようにして所領問題が起こっていた様子が確認できたと思う。造営事業の進展は、結果として行勇の時に手に入れた造営利権を東大寺が手放すこ

とに繋がるわけで、それは究極的にいうと造営料国の収公にまで及びかねない悩ましい問題でもあった。造営が終わればその財源となる料所は返還すべきだという考え方は鎌倉中期の段階でも人々には共有されており、いまだ永代造営料国のような観念は成立していなかったといえるだろう。

さて、鎌倉中期に国司と本主等との間で争われた訴訟の具体的年代が分かるものや、時期をある程度絞り込める事例は今のところ上述した大野本郡・得善保に限られるが、次節以下では参考事例として三つの所領の情報について補足的に述べておきたい。

## 2 束荷保

束荷保は貞永繪旨によって国衙に付けられた所領の二か所であり、断片的ながらも室町・戦国期に東大寺領としての史料所見がある<sup>(65)</sup>で、結局は本主に返付されないままに終わったのだろう。

もともとこの所領は後鳥羽上皇の生母藤原殖子が領有する七条院領の一つであった<sup>(66)</sup>。七条院領は彼女が没する直前の安貞二年（一二二八）八月に後鳥羽の妃修明門院（藤原重子）に譲られ、さらに建長三年には修明門院が養育していた孫の善統親王がこの莊園群を伝領することになった<sup>(67)</sup>。その後、弘安三年（一二八〇）に善統親王は七条院領三八か所のうち二か所を後宇多天皇に進上し、残り二か所は本所である親王家に留め置くという所領処分を行った<sup>(68)</sup>。その背景には善統の異母兄である岩倉宮（忠成王）の系統が七条院領の相続権を主張し始めたことがあり、善統は大覚寺統からの保護を得ることを画策したのである。

善統親王による所領譲進の具体相を記した七条院領目録では東荷荘は後宇多への進上分になっているが、それをもって直ちに親王家がこの時までと同荘の知行を回復していたと考えるのは早計である。後宇多に進覧された七条院領目録は安貞二年に修明門院への譲与のために作成された目録をそのまま下敷きにしていて、それは東荷荘の顛倒以前のものである。むしろ親王家は安定的に領有できていた荘園は手元に留める一方で、譲進分には問題を孕む所領を振り分けていたという可能性も十分に考えられるのではなからうか。東荷荘は返還の約束が忘れ去られたまま不知行化していたことから、譲進分の方に区分されていたと理解することもできるように思う。

ただし、本主側がこれまでに全く所領返付の要求を考えていなかったわけではないだろう。というのは、壬生家文書の中に正嘉元年（一二五七）に比定される次の史料が見出されるからである。

抑周防国東荷庄、<sup>(承安)</sup>□□三年正月八日被下庄□□宣旨、彼符案一通□□候哉、正文紛失、案文□□事候条、所令尋申□□也、

詳細は不明であるものの、承安三年（一一七三）に下された東荷荘の荘号宣旨について官務に問い合わせた内容だと考えられる。この種の文書が特に必要となるのは所領相論などで公験を用意する場合である。そうだとすると、七条院領の本主の代替わりから間もなくして不知行地を回復する準備が行われていたものと解釈することもできると思う。仮に親王家が提訴に踏み切ったならば、そこでの論点は立荘以来の由緒のほかに、東大寺造営事業が講堂の落慶供養で一区切りがついたということも強く主張されることになっただろう。

東荷保に関しては実際に訴訟にまで発展したかどうかは確言できない

いが、講堂・三面僧房の造営が完了したタイミングで本主側に所領回復の動きがあったことは十分に想定できると思う。

### 3 大前新莊

この荘園は周防国一宮玉祖社の膝下所領で、貞永綸旨で顛倒された新立荘保の一つであった。この荘園をめぐって東大寺と社家の間で争われた弘安五年（一二八二）の訴訟については以前に触れたことがあるので詳細は省略するが、円照が大勸進であった時に聖断によって荘内の植松名（植松原郷）は東大寺領、それ以外は玉祖社領とする裁定が下された。<sup>(70)</sup>

円照の任中のいつ頃にこの訴訟があったのかは不明だが、年末詳の亀山上皇院宣では上述の裁許が出る以前の大前新莊に関して、「且以貞永 綸旨、雖備寺家之規模、彼以後度々被付社家畢」と述べられている。これによると、東大寺は貞永綸旨を根拠として大前新莊の知行を継続しようとしたが、その主張は朝廷に入れられず、同荘は社家に返付されることになったらしい。玉祖社は宣陽門院から後深草天皇に譲渡された法金剛院領に含まれていた<sup>(71)</sup>ので、社家は玉祖社の領家の強力な支援のもとで有利な判決を勝ち取ることができたのだろう。ただその後も東大寺は引き続き大前新莊の領有権を訴え続けたようで、その結果、円照の時にさうじて同荘の一部である植松名を確保できたのである。

大前新莊が社家に付けられた正確な時期を絞り込むことは難しいが、円照が同荘の知行回復を求める訴訟の当事者であったことからすると、それは彼の大勸進就任時からそれほど大きく遡らない時期の出来事である。



あつたと推測することはできると思う。もしそうした理解で大過なければ、一二五〇年代の所領相論の事例をさらに一つ加えることが可能となる。とはいえ、相論の正確な年代が確定できない以上、参考事例に留めざるを得ない。

#### 4 朝倉保

地名辞典<sup>(73)</sup>などによるとこの所領は建長年間に国衙から本主に領有権が戻されたと説明されているが、結論からいってその理解は誤りである可能性が高いので、ここで簡単に説明しておきたい。

朝倉保（荘）は貞応二年（一二二三）に祇園社旬神供・長日大般若仁王経料所となつたが、「貞永元年当庄被国領之時、為寄附河内国石川東条庄、可為永代不輸之神領<sup>(74)</sup>」との宣言が下されたという。貞永編旨には含まれていないが新立荘保として顛倒された所領が存在したことが知られるが、<sup>(75)</sup>ただし朝廷はその代替地として河内国石川東条荘を祇園社に寄せたので、もはや祇園社が朝倉荘に対する本主権を主張できたとは考えられない。<sup>(76)</sup>実際、朝倉保は戦国期まで国衙が権益を保持していたことが確認できる。

では、建長年間に祇園社領に戻つたという理解の根拠は何かというと、「祇園社記」第六で祭礼・少将井御旅所などの由緒を箇条書で列挙した部分に、「一周防国朝蔵荘濫傷事<sup>(77)</sup>建長年間」とみえる点である。しかしその直後には、「一河内国東条庄替地<sup>(78)</sup>御寄進也」と記されていることに留意しなければならない。ここでは東条荘が替地として寄進されたことの正当性を説明するために本来の根本所領であつた朝倉荘の由来を挙げるといふ形式になつていのである。少なくとも朝倉荘につい

ては祇園社領としての濫觴がトピックになつているわけで、所領の起源が建長年間ということはあり得ない。「祇園社記」第一では朝倉荘が「永承元文書」に任せて貞応二年に料所になつたとも記されているので、鎌倉期にはその由緒は永承（もしくは承元）年間にあると認識されていたようである。おそらく「建長年間」の部分は誤写である可能性が高く、「永承（もしくは承元）年間」というのが正しかったのではなからうか。

いずれにしても史料上の「建長年間」という部分を根拠にして祇園社が鎌倉中期に朝倉荘を回復したと解釈するには慎重であるべきだろう。

以上、第2～4節では参考事例として三つの所領を概観した。このうち朝倉保は建長年間に領有者の変更があつたとはみなし難いが、束荷保・大前新荘については一二五〇年代に本主側が知行回復のための準備や訴訟を行つていた可能性があり得ることを述べた。講堂・三面臨房の造畢が所領相論を惹起したという本稿の理解を幾分なりとも補強する事例にはなると思う。

#### おわりに

本稿では鎌倉中期の東大寺大勧進に関する基礎的な事実関係を整理して従来の誤解・誤認を正すとともに、行勇期に開始された講堂再建事業の推移を明確にし、さらに講堂造畢が引き起こすことになつたであろう所領問題について相論の経過を復元しつつ確認した。ただ、細かな論証や冗長な説明に紙幅を費やすところが多く、不得要領な論述になつてしまった感は否めない。よつてここで改めて本稿の論点をま

(1) 行勇以降の東大寺大勸進は円琳・円審・了心と建仁寺関係者が続き、了心の死去後に戒壇院長老の円照が就任した。史料A・Bに記載された隆禪・定親・慶鑒を大勸進の歴代に含めるのは誤りである。なお円琳が解任された後の数年間は別当定親が造営料国を臨時に知行していた。

(2) 講堂再建事業は行勇末期には建造作業の大方は完了し、円琳の任初には本尊の造像を開始する段階まで進んでおり、造畢も視野に入りつつあった。ところが、間もなくして大勸進職をめぐる対立などが起こり、円琳・円審の時期の大半は講堂再建に進捗はみられなかった。大勸進が未補任であった期間に別当定親が三面僧房の造営を手がけたが、東大寺再建事業は全体的に停滞状況にあった。落慶供養によって講堂再建が終了したのは了心が大勸進であった建長末年頃であったと考えられる。

(3) 行勇期に顛倒された新立荘保は造営期間を限って国衙に付けるという条件であったため、講堂の造畢によって本主による所領返還訴訟が起こる可能性は高かった。実際のところ、再建作業が建造から造像にシフトし、かつ大勸進が空席になった混乱期に大野本郡をめぐる訴訟が起こったと思われるし、新立荘保ではないものの得善保でも同じ頃に国衙の權益を削減するような訴えが発生した。

(4) 鎌倉中期の所領相論は大野本郡・得善保のほか大前新荘でも生じており、東荷保では訴訟に至ったか否かは確認できないものの、本主が所領回復のために準備をしていた徴証は知られた。結局、

鎌倉中期の相論で本主が勝訴したのは得善保と大前新荘の二例、逆に失敗したのは大前本郡であった。こうした違いが出てくる所  
以は、おそらく本主の政治力や治天・幕府との関係の有無による  
ところが大きかったのだろう。

以上により、これまで史料に即して十分に論究されてこなかった鎌倉中期の東大寺造営事業と大勸進について、基礎的な事実はかなりの程度明らかになってきたと思う。特に大勸進了心の頃までは、堂塔造畢によって造営名目の料所（究極的には造営料国）は返還しなければならぬという通念があったことも確認できた。これが円照以降になると造営作業の有無とは連動しない永代造営料国という認識が東大寺側で生じ始める<sup>(78)</sup>。そうした動向を踏まえつつ、十三世紀後半の大勸進である円照・円爾・聖守・聖然の活動とその時期固有の問題が何であったのかをあぶり出していくことが、次なる課題となるだろう。別の機会に改めて検討してみたいと思う。

## 註

(48) 延応二年四月二十三日九条道家御教書（『東大寺大勸進文書集』七号）、平岡定海氏所蔵「東大寺別当次第」延応二年条（遠藤基郎「平岡定海氏所蔵『東大寺別当次第』について」（『東京大学史料編纂所研究紀要』一三三号、二〇〇三年）。

(49) 行勇によって顛倒された新立荘保の概要については、畠山聡「行勇による再建事業と周防国の経営」（前掲）、吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「東大寺大勸進文書集」の研究」（前掲）の第三章で触れられているが、鎌倉中期の講堂再建の進捗状況や大勸進を取り巻く状況との関わりでそれらの所領の動向を分析した研究は皆無である。

(50) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳「東大寺図書館所蔵記録聖教類（卷子本）」請求記号六一一五—一〇〇—一一一。

- (51) 紙背文書については、畠山聡「東大寺図書館所蔵聖教類の紙背文書にみえる伊賀国東大寺領関連文書について」（『鎌倉遺文研究』一〇号、二〇〇二年）。また伝来について、永村真「中世醍醐寺と三論宗」（『中世醍醐寺の仏法と院家』吉川弘文館、二〇二〇年）は醍醐寺三論宗徒が東南院の「三論三十講」に出仕するため抄出したもの指摘している。
- (52) 畠山聡「鎌倉時代中・後期の周防国と東大寺」（前掲注3著書収載）。
- (53) 小原嘉記「中世東大寺大勧進関係史料の予備的検討」（『京都女子大学大学院文学研究科紀要』史学編二二号、二〇二二年。以下拙稿D）。
- (54) 『石清水祀官系図』（『続群書類従』第七輯上）によると、竹良清の子孫には「居周防国得善保」や「住遠石庄」と注記されている者が確認できる。
- (55) なお史料Cの後半には得善保について述べられているが、本章で扱う鎌倉中期の国衙と石清水八幡宮の相論とは関係がないので、その内容についての説明は省略する。詳しくは拙稿Dを参照されたい。
- (56) 菊亭家文書「雑々日次抜書」（『鎌倉遺文』四九八五号）。
- (57) 得善保の地頭は、『吾妻鏡』文治三年四月二十三日条に「得善・末武地頭筑前太郎家重」とあるのが初見である。国衙補任地頭については、田村裕「周防国与田保の性格と国衙補任地頭の成立について」（『史学研究』一一九号、一九七三年）、畠山聡「重源と榮西による再建事業と周防国の経営」（前掲）参照。
- (58) 拙稿B。
- (59) 『葉黄記』寛元五年正月二十六日。
- (60) 石清水文書（『鎌倉遺文』七二四二号）。なお関連文書として、（建長二年）八月二十九日関東御教書・同年九月二十六日北条長時書状（尊経閣古文書纂石清水文書、『鎌倉遺文』七二二八号・七二三四号）がある。
- (61) 宝治三年二月一日後嵯峨上皇院宣（尊経閣古文書纂石清水文書、『鎌倉遺文』七〇四四号）。『石清水祀官系図』（前掲注54）も参照。
- (62) （建長六年）四月十七日後嵯峨上皇院宣（尊経閣古文書纂石清水文書、『鎌倉遺文』七七三六号）。
- (63) 建長六年七月五日関東御教書（石清水文書、『鎌倉遺文』七七七五号）。（建長六年）九月二十六日北条長時書状（尊経閣古文書纂石清水文書、『鎌倉遺文』七八〇一号）。
- (64) （建長六年）十二月五日後嵯峨上皇院宣（尊経閣古文書纂石清水文書、『鎌倉遺文』七八二七号）。
- (65) 応仁二年二月四日上小野保司得分等請取状、天文九年六月八日周防国衙年貢結解状（東大寺未成卷文書一―二四―四九二、同一―五―一五六）。
- (66) 安貞二年八月五日七条院処分状案（東寺百合文書は函、『鎌倉遺文』三七七一号）。以下の七条院領の伝領に関する理解は、白根陽子「七条院領の伝領と四辻親王家」（『女院領の中世的展開』同成社、二〇一八年）に拠る。
- (67) 建長三年十月八日修明門院讓状案（白河本東寺文書、『鎌倉遺文』七三六九号）。
- (68) 弘安三年七月二十九日後宇多天皇諭旨カ（東寺百合文書ヒ函、『鎌倉遺文』一四〇三〇号）、前掲注66文書。
- (69) （正嘉元年）十二月五日某書状（壬生家文書、『鎌倉遺文』八一六九号）。
- (70) 拙稿C。また、畠山聡「中世前期における東大寺による国衙支配と在庁官人」（前掲注3著書収載）も参照。
- (71) （年末詳）十月五日亀山上皇院宣案（京都大学総合博物館所蔵東大寺文書、『鎌倉遺文』一一七二六号）。
- (72) 保延三年九月日待賢門院序下文案（東大寺未成卷文書、『平安遺文』二三七五号）、嘉元二年七月八日後深草上皇処分状案（伏見宮御記録、『鎌倉遺文』二二八八八号）。
- (73) 『角川日本地名大辞典 山口県』（角川書店、一九八八年）。
- (74) 『祇園社記』第一（『増補続史料大成 八坂神社記録三』）。
- (75) 『葉黄記』宝治元年三月十一日条には、「掃部寮使補保、国司顛倒所々」の一つとして「周防国久賀保」がみえている。これも行勇に

よって顛倒された保であった可能性が高い。この点は既に、畠山聡  
「行勇による再建事業と周防国の経営」(前掲)において指摘されて  
いる。

(76) 永禄九年八月十八日毛利輝元袖判書状(『萩藩閥閥録』卷二六)。

(77) 『増補続史料大成 八坂神社記録二』。

(78) 拙稿C。

[付記] 本稿はJSPS科研費JP18K00942の助成を受けたも  
のです。